

平成 27 年 8 月 31 日
海事局 船員政策課

平成 27 年度（第 59 回）船員労働安全衛生月間がスタートします

スローガン “ケガなく 事故なく 病気なく 無事に帰るぞ僕らの港”

海上における船員の労働災害の防止を図るため、毎年 9 月の船員労働安全衛生月間において、船舶所有者及び船員による自主的な安全衛生活動を推進しています。

1. 月間の概要

船員労働安全衛生月間は、船舶所有者及び船員が力を合わせて、海上における労働環境の改善、安全衛生意識の高揚、死傷災害や疾病の防止を目指し、各種の取組を行うものとして、昭和 32 年度から実施され、今年度で 59 回目を迎えるものです。



安全衛生講習会

2. 活動内容

- ・安全衛生に関する訪船指導
- ・船員災害防止大会及び各種講習会・講演会
- ・サバイバルトレーニング
- ・医療機関と連携しての無料健康相談
- ・危険予知活動等の安全衛生に関する自主的な取組を促進するための啓発活動



サバイバルトレーニング

月間期間中に実施する主なイベント等については、別添のとおりです。

詳細につきましては、国土交通省ホームページをご確認下さい。

(http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000006.html)

【問い合わせ先】

国土交通省海事局船員政策課労働環境対策室 増田、利田
TEL 03-5253-8111 (内線 45143、45144) 03-5253-8652 (直通)
FAX 03-5253-1643